

令和2年（行コ）第23号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

控訴人 内山靖英

被控訴人 愛知県

## 第14準備書面

（被控訴人第7準備書面に対する反論）

令和4年（2022年）4月18日

名古屋高等裁判所民事第4部 御中

控訴人代理人

弁護士 堀江哲史

同 長谷川桂子

(代)

同 岡村晴美

(代)

同 倉知孝匡

(代)

同 矢崎暁子

(代)

同 浦野智文

(代)

同 進 藤 一 樹 (代)

同 大 畑 泰次郎 (代)

同 中 川 重 徳 (代)

同 永 野 靖 (代)

同 山 下 敏 雅 (代)

控訴人復代理人

同 水 谷 陽 子 (代)

## 第1 条例が本件規定の解釈に影響を及ぼすものではないという被控訴人の主張について

1 被控訴人は、控訴人が指摘する条例（甲205～207）について、制定主体が異なることを理由として、一方の解釈が他方の解釈に影響を及ぼすものではない旨主張する。

2 しかし、条例もわが国の法体系に属する成文法の一つであり、法律と条例とで法解釈の方法が異なるわけではない。

控訴人は、被控訴人の「本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が含まれるとの解釈論を採用する余地がない」との主張に対し、本件規定と同じ文言の規定について、同性事実婚の者を含むという法解釈がなされていることをもって、本件規定に犯罪被害者と同性の者が含まれることが裏付けられていることを主張したものである。

制定主体が異なるという被控訴人の主張は、反論になっていない。

3 なお、被控訴人は、北海道においては「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。（中略））」という規定に同性の職員と共同生活関係にある者は含まれないと解している旨述べるが、これは本件における愛知県と同様に、規定の解釈を誤ったことにより当事者に不都合が生じた事例であり、これを争う訴訟が係属中である。

4 また、被控訴人は、札幌市の犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱3条について述べるが、札幌市のパートナーシップ制度は、法律上異性のカップルも対象としているものであるから、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（括弧内省略）の関係にあった者」という文言であることをもって、「犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれないという理由にはならない。

## 第2 給付金が犯罪被害者等の権利利益を擁護する制度であることについて

被控訴人は、犯罪被害者等給付金が恩恵的な見舞金ではなく、犯罪被害者等の権利利益を擁護する制度と位置づけられているという控訴人の主張に対して縷々述べるものの、犯罪被害給付制度が、犯罪被害者の権利擁護のための経済的支援策としての位置づけに変容したことについては反論できていない。

また、犯罪被害者等の権利利益を擁護する制度と位置づけられていることから、裁量を根拠にその支給対象を恣意的に選別することは許されない点についても何ら反論はできていない。

## 第3 判断枠組みについて

1 被控訴人は、本件処分当時の我が国において、同性間の共同生活関係が法律上の婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたということはできないとして、本件規定が同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者を含まないとしていることに合理性がある旨主張する。

2 この点、社会通念を根拠とする解釈方法に問題があることは、控訴人第10準備書面5～8頁で述べたとおりである（甲150）。

3 また、仮に社会通念を基礎に判断するとしても、犯給法の趣旨に照らせば、同性事実婚の当事者が「社会通念上、犯罪被害者と親密なつながりを有するものとして犯罪被害者の死亡によって重大な経済的又は精神的な被害を受けることが想定されるといえるか」という基準によって判断されるべきであるし、犯給法の趣旨を組み込まない場合でも、「同性間の共同生活関係が異性間の共同生活関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されているか」という基準によって判断されるべきである。

犯給法の解釈において同性事実婚と異性事実婚との間で区別を設ける合理的理由がないことは、この点について、被控訴人が何ら具体的な説明ができていないことに顕われている。 以上